

<災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業>

令和7年度事業の受付期間及び令和8年度事業の概要・今後の予定について

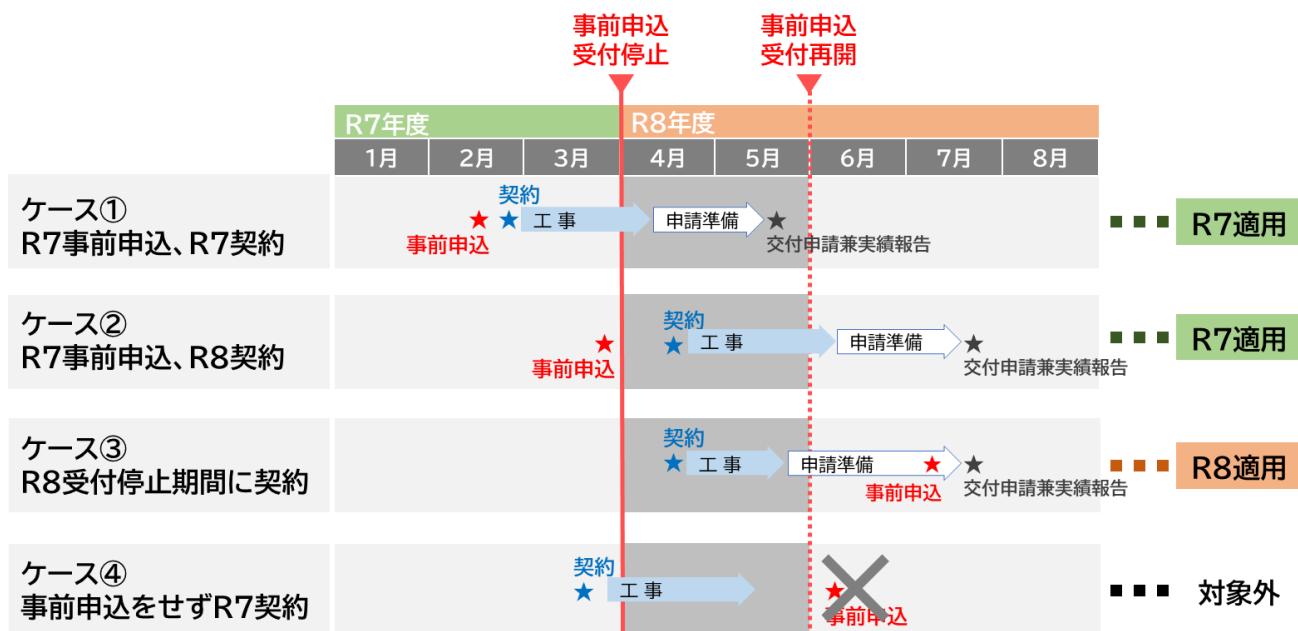
東京都では、2030年カーボンハーフの実現に向けて、省エネ・再エネ住宅普及拡大を促進するため、太陽光発電設備、蓄電池の設置等に対する助成事業を実施しています。

このたび、令和8年度の予算概要が公表されたことを踏まえ、**令和7年度事業の受付期間及び令和8年度事業の概要（案）・スケジュール（予定）等について**、お知らせします。

1 令和7年度助成事業の受付期間

令和7年度事業の事前申込の受付は、**令和8年3月31日（火）17時**（紙申請の場合は、令和8年3月31日（火）17時必着※持参不可）に停止いたします。各事業における令和8年度事業の受付開始時期の予定は**別紙1**をご確認ください。

また、下図のとおり、クール・ネット東京が**事前申込を受け付けた日**の年度における助成内容を適用します。



※ケース③について

原則、助成対象機器の契約締結前に事前申込が必要となります。受付停止期間（令和8年4月1日から令和8年度事業の事前申込受付開始日まで）に契約締結又は契約・工事完了された事業（過去に事前申込をしていない場合に限る。）については、各助成要件への適合を前提に、令和8年度事業の助成対象とする予定です。

2 令和8年度事業概要（案）

※令和8年度予算案の各事業は、令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

（1）助成メニュー（各事業の詳細は、別紙2参照）

令和8年度は下表のとおり、拡充・見直しを実施する予定です。

事業名	拡充・見直し項目（案）
家庭における太陽光発電導入促進事業	・機能性PVの <u>区分拡充</u>
家庭における蓄電池導入促進事業	・蓄電池システムの設置（ <u>単価見直し、上限額設定</u> ） ・既設蓄電池の蓄電ユニット増設（ <u>単価見直し、上限額設定</u> ） ・ <u>蓄電池新設・増設時のIoT機器設置</u>
既存住宅における省エネ改修促進事業	・高断熱窓・ドアの設置（ <u>単価拡充</u> ） ・壁/床等の断熱化（ <u>要件の見直し</u> ） ・高断熱浴槽の設置（ <u>単価制導入</u> ）
熱と電気の有効利用促進事業	・エコキュート等の設置（PV連携・再エネ電力契約のほか、 <u>DR実証参加でも対象</u> ） ・ <u>エコキュート等新設時にIoT機器設置</u>
分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業	・エコジョーズ/エコフィールへの交換（ <u>戸別申請を対象化</u> ） - 従来型給湯器からの交換のみ対象 - ドレン排水工事を実施した場合上乗せ ※既存の従来型給湯器の写真の提出が必須となります。

【注意】本事業では、不正防止対策の一環として、**令和8年度に事前申込を受け付けた申請から実績報告提出時に「金融機関発行の証明書等」の提出を必須**といいたします。**「現金の受け渡し」による取引は、助成の対象外となります**ので、ご注意ください。

（2）その他の支援事業 別紙3参照

○省エネ点検・改修キャンペーン

都内の戸建住宅・集合住宅を対象に、専門知識を有したアドバイザーを無料で派遣し、お住まいの省エネ性能を点検／調査し、改修メリットや助成金情報など改修検討に役立つ情報を伝えする事業です。加えて、派遣後のアフターケアとして、改修意向やお悩みに応じて適切な情報を改めて丁寧にお伝えして、改修に向けた後押しを行います。

○断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム

住宅の断熱窓の改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、アクセラレーターが中心となり、スタートアップの技術等を生かしながら、企業等との連携による断熱窓の改修の新サービスのスキームを検討し、試行・実証する事業です。

3 予算規模 約 1,012 億円

4 令和8年度助成事業に係る要綱の公開等スケジュール（予定）

(1) 実施要綱の公開	令和8年4月中旬頃
(2) 交付要綱の公開	令和8年5月中旬頃
(3) 令和8年度事業に係る事前申込の受付開始	令和8年5月末頃
(4) 令和8年度事業に係る交付申請兼実績報告の受付開始	令和8年6月末頃

※令和8年度事業に係る説明動画を6月中旬頃に事業HPに掲載する予定です。

※令和8年度事業に係る手引きは、5月中旬頃から準備ができ次第、随時公表します。

5 助成事業ホームページ

○クール・ネット東京 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

URL : https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor



本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する取組です。
戦略20 ゼロエミッション「エネルギー効率の最大化」

[問い合わせ先]

<補助制度について>
東京都環境局気候変動対策部
家庭エネルギー対策課
TEL：03-5388-3533

<申請受付について>
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
TEL：断熱改修 03-5990-5066
蓄電池システム 03-6258-1510
V2H 03-5990-5068
熱利用機器 03-6279-4615
太陽光発電設備 03-5990-5217
エコジョーズ等 03-5990-5086

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

事前申込・交付申請兼実績報告の受付時期について

	令和7年度事業		令和8年度事業	
	事前申込	受付停止日	事前申込	交付申請兼実績報告 受付開始日
事業名				
既存住宅における省エネ改修促進事業				
家庭における蓄電池導入促進事業				
戸建住宅におけるV2H普及促進事業				
熱と電気の有効利用促進事業				
太陽熱利用システム・地中熱利用システム				
エコキュート・ハイブリット給湯器				
太陽熱利用システムの補助熱源機	—	—	—	—
地中熱利用システムのヒートポンプエアコンの更新				
分譲マンション省エネ型給湯機器導入促進事業			令和8年 5月末頃予定	
家庭における太陽光発電導入促進事業		令和8年 3月31日（火） 17時まで	令和8年 5月末頃予定	
パワーコンディショナの更新	—	—	令和8年 5月末頃予定	
				令和8年 6月末頃予定

※令和7年度事業の事前申込受付期間について

電子申請の場合は、令和8年3月31日17時までに入力完了分、

紙申請の場合は、令和8年3月31日17時までにクール・ネット東京に到着分（持参不可）までを受付としますので、ご注意ください。

※令和6年度事業及び令和7年度事業の交付申請兼実績報告は継続して受付します。

重要なお知らせ

【重要】**令和8年度事業より金融機関発行の証明書等の提出が必須となります
— 不正防止のための提出書類見直しのお知らせ —**

不正防止対策の一環として、**令和8年度に事前申込を受け付けた申請から実績報告提出時に「金融機関発行の証明書等」の提出を必須**といたします。「現金の受け渡し」による取引は、**助成の対象外となります**ので、ご注意ください。

認められる金融機関発行の証明書等の例	対象外となる支払方法
<ul style="list-style-type: none">・ローン契約明細書（支払計画明細など）・ATM口座振込明細・ATM現金振込明細（送金明細）・金融機関窓口での振込明細・ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・スクリーンショット・クレジットカードの利用明細・電子マネー・デビットカード等の支払明細	 <ul style="list-style-type: none">・現金の受け渡し

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

①既存住宅における省エネ改修促進事業

令和8年度の主な変更点

○高断熱窓・ドアの助成単価拡充（1/2相当額）

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

①既存住宅における省エネ改修促進事業

令和8年度の主な変更点

- 高断熱窓・ドアの上限額について見直し
- 壁/床等断熱の要件緩和
- 高断熱浴槽を単価制へ

助成対象	助成率・額		主な要件														
高断熱窓 高断熱ドア	【上限額について】 1申請の合計助成額が、以下の表のとおり、申請属性によりそれぞれ定める額を超えない範囲で支援します。																
	【R7からの変更点】 <ul style="list-style-type: none"> ・助成単価1/3→1/2相当に拡充に伴う上限額増 ・集合住宅（全体改修）について、各戸で上限額を規定→申請全体の上限額に変更 																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請属性</th> <th colspan="2">改修窓種別</th> <th rowspan="2">通常断熱窓</th> <th rowspan="2">断熱防犯窓</th> </tr> <tr> <th>戸建住宅</th> <th>集合住宅（戸別改修）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集合住宅 (全体改修)</td> <td rowspan="2">窓・ドアの 改修戸数</td> <td>49戸以下</td> <td style="color: red;">200万円/戸</td> <td style="color: red;">300万円/戸</td> </tr> <tr> <td>50戸以上</td> <td style="color: red;">200万円/戸×改修戸数</td> <td style="color: red;">240万円/戸×改修戸数</td> </tr> </tbody> </table>		申請属性	改修窓種別		通常断熱窓	断熱防犯窓	戸建住宅	集合住宅（戸別改修）	集合住宅 (全体改修)	窓・ドアの 改修戸数	49戸以下	200万円/戸	300万円/戸	50戸以上	200万円/戸×改修戸数	240万円/戸×改修戸数
申請属性	改修窓種別			通常断熱窓	断熱防犯窓												
	戸建住宅	集合住宅（戸別改修）															
集合住宅 (全体改修)	窓・ドアの 改修戸数	49戸以下	200万円/戸	300万円/戸													
		50戸以上	200万円/戸×改修戸数	240万円/戸×改修戸数													
1/3 (上限100万円/戸) 拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・国補助の登録製品であること ・1つ以上の居室において全ての外皮部分に断熱材を設置し、部位ごとの基準を満たす改修であること。又は改修後、断熱性能等級5以上であること。 															
高断熱浴槽	見直し 9.5万円/戸		<ul style="list-style-type: none"> ・JIS A5532:2011に適合した高断熱浴槽を設置すること 														

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

②家庭における蓄電池導入促進事業

令和8年度の主な変更点

○助成単価を見直し、上限額の設定

○DR実証参加促進のため支援を拡充

助成対象		助成率・額	主な要件
蓄電池システム	新設 見直し	10万円/kWh (DR実証参加しない場合、上限120万円/戸)	・太陽光パネルが設置済/同時設置（太陽光パネルがない場合は、再エネ電力メニューに契約すること）
	既存蓄電池の蓄電ユニット増設 見直し	6万円/kWh (DR実証参加しない場合、上限72万円/戸)	・太陽光パネル設置済であること
	DR実証参加上乗せ	+10万円/件	・蓄電池システム新設/ユニット増設時にDR実証参加すること
IoT機器	見直し	5万円/台	・蓄電池新設/増設時にDR実証参加に伴うIoT機器設置が対象

③戸建住宅におけるV2H普及促進事業

助成対象	助成率	主な要件
V2H	1/2 (上限50万円)	
	10/10 (上限100万円)	太陽光発電設備、EV/PHV、V2Hが揃う場合

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

④熱と電気の有効利用促進事業

令和8年度の主な変更点

○DR実証参加促進のため支援を拡充

助成対象	助成率・額	主な要件	
太陽熱利用システム	1/2 (上限55万円/戸)	・自然循環型（太陽熱温水器）を除く	
地中熱利用システム	3/5 (上限180万円/台)	・クローズドループ型であること ・暖房時エネルギー消費効率（定格COP値）が3.7以上であること	
エコキュート・ハイブリッド給湯器	①(太陽光パネル連携) 14万円/台	・太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること	以下の性能を満たすこと ・エコキュート： トップランナーモード2025年度目標値 ・ハイブリッド給湯器： 日本ガス石油機器工業会の規格 (JGKAS A705) で、年間給湯効率が108%以上
	②(再エネ電力契約) 5万円/台	・再エネ電力メニューに契約すること	
	拡充 ③(DR実証参加) 8万円/台	・エコキュート等新設時にDR実証の参加すること	
DR実証参加上乗せ	①又は②+8万円/台	・エコキュート等新設時にデマンドレスポンス実証参加すること（①又は②の場合のみ）	
IoT機器	拡充 5万円/台	・エコキュート等新設時にDR実証参加に伴うIoT機器設置が対象	

- ・太陽光・地中熱利用システムの機器更新に対する支援

助成対象	助成率・額	主な要件
太陽熱利用システム 補助熱源機	1/2 (上限10万円/台)	・太陽熱利用システムを既に設置している住宅
地中熱利用システム ヒートポンプエアコン	1/2 (上限27.5万円/台)	・地中熱利用システムを既に設置している住宅

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

⑤家庭における太陽光発電導入促進事業

令和8年度の主な変更点

○機能性PVの区分拡充

助成対象	種別	助成額
太陽光発電設備	新築住宅	[3.6kW以下] 12万円/kW (上限36万円) [3.6kW超] 10万円/kW (50kW未満)
	既存住宅	[3.75kW以下] 15万円/kW (上限45万円) [3.75kW超] 12万円/kW (50kW未満)
陸屋根の住宅への上乗せ	防水工事	(既存集合住宅及び既存戸建住宅) 18万円/kW
	架台設置	(集合住宅) 20万円/kW (既存戸建住宅) 10万円/kW
機能性PVへの上乗せ	拡充	機能性の区分に応じて 10万円 、8万円、5万円、2万円又は1万円/kW

- 既設の太陽光発電のパワーコンディショナの更新に対する支援

助成対象	助成率・額
パワーコンディショナ更新	1/2 (上限10万円/台)

令和8年度 助成メニュー

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

①～⑤共通の助成メニュー

助成対象機器の設置工事の際、リフォーム瑕疵保険に加入に対する支援を実施します。

助成対象	助成額	主な要件
助成対象設備の設置工事に伴い、 リフォーム瑕疵保険への加入	7,000円/契約	実施する工事について、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人 が取り扱うリフォーム瑕疵保険・大規模修繕工事瑕疵保険へ加入すること

⑥分譲マンション省エネ型給湯機器導入促進事業

令和8年度の主な変更点 戸別申請を対象化 従来型給湯器からの交換を要件化 ドレン排水処理工事に対する上乗せを実施

助成対象	助成率・額	主な要件
分譲マンションにおける エコジョーズ・エコフィールへの交換 見直し	(追い焚き機能あり) 7万円/台 (追い焚き機能なし) 5万円/台	・国の賃貸集合住宅給湯省エネ事業2026に登録されている製品であること ・従来型給湯器からの交換（既存の従来型給湯器の写真の提出が必須）
再エネ電力に契約した場合上乗せ	+3万円/台	・再エネ電力メニューに契約すること
ドレン排水ガイド設置工事 拡充	+3万円/台	ドレン排水ガイドを敷設する工事を実施した場合上乗せ
浴室へのドレン水排水工事 拡充	+3万円/台	三方弁工事又は三本管（二重管含む）工事を実施した場合上乗せ

申請に係る注意事項

(公財) 東京都環境公社が実施する各種助成金は、**都民・事業者の税金を財源**として実施しており、その適正な執行が強く求められています。

助成金の申請や受給において、虚偽の申告、書類の改ざん、関係者間の取引の偽装など、**虚偽や不正、違法な行為があった場合には、助成金の受給の時期を問わず、厳正に対処いたしますので、このような行為は絶対に行わないでください。また、申請にあっては、助成金の各要綱や法令の規定を遵守してください。**

■同一設備に対する都の他の助成金の併給禁止

エコキュート等・エコジョーズについて、本事業とゼロエミポイントとの併給はできません。当該設備の購入時ご注意ください。

■申請時の誓約事項

機器設置に際し、各種ガイドラインを準拠、及び、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」で定める日常生活の騒音・振動の基準の遵守を、本事業申請時の誓約事項としています。

【ガイドライン】

エコキュート等

家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック（一般社団法人 日本冷凍空調工業会）
https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html

太陽光発電設備

太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）
<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】

環境確保条例では、日常生活等における騒音・振動の大きさの基準値を定めています。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/index.html

令和8年度 その他の支援事業

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

省エネ点検・改修キャンペーン

都内の住宅を対象に、**アドバイザーを無料で派遣し**、省エネ等に係る有益な情報提供を行い、改修の後押しをします。

事業	対象住宅	支援内容	制度全般に関する問い合わせ
省エネ点検アドバイザー	集合住宅 (区分所有者)	専門知識を有したアドバイザーが現地に訪問し、お住まいの「窓」「ドア」「給湯器」の省エネ性能を点検し、省エネ改修のメリットや助成金情報などを提供します。	環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課 断熱改修支援担当 電話 03-5388-3533
戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー	(耐震性のある) 戸建住宅等	建築士の資格を有するアドバイザーが現地に訪問し、建物の状況を確認した上で、省エネ化・再エネ化を検討するに当たって必要となる情報（改修の手法、各種補助制度等）を提供します。	住宅政策本部 民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当 電話 03-5320-5459
耐震化アドバイザー	(耐震性のない) 戸建住宅等 ※昭和56年5月以前に着工したものに限る。 ただし、昭和56年6月から平成12年5月までに着工した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅については対象。	建築士・弁護士・税理士・ファイナンシャルプランナーなどの専門家を無料派遣します。耐震改修に合わせた省エネ・バリアフリー等のリフォームにおける助成制度等情報を提供します。	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当 電話 03-5388-3362
マンション向け省エネ・再エネアドバイザー	集合住宅 (管理組合等)	建築及び電気のアドバイザー2名が現地に訪問し、ヒアリングや現地調査を行うとともに、省エネ化・再エネ化の実施に向けた提案書を作成します。	住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 居住性能向上支援担当 電話 03-5320-5008

・詳細は右QRコードページに掲載予定



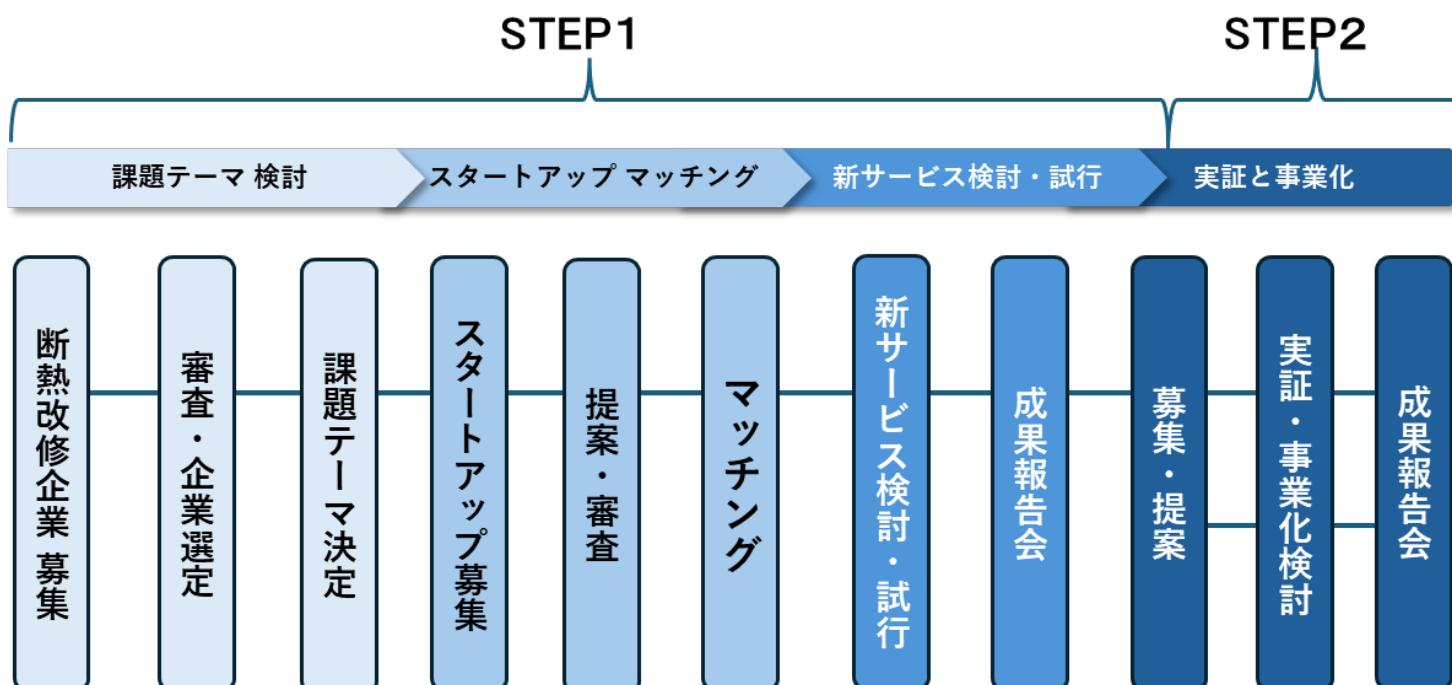
令和8年度 その他の支援事業

令和8年第一回都議会定例会で予算案が可決・成立した場合に確定することになりますので、ご留意ください。

断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム（スタートアップ事業）

住宅の断熱改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、アクセラレーターが中心となり、スタートアップの技術等を活用しながら、企業等との連携による断熱窓の改修に関する新サービスを検討し、試行・実証する事業です。

助成対象	助成額	主な要件
STEP 1 断熱改修の新サービスの組成・試行	実費の10/10、上限500万円 3件程度を公募・選定予定	リフォーム事業者等と連携して、断熱改修の新サービスを組成・試行を行おうとするスタートアップ
STEP 2 断熱改修の新サービスの実証・事業化	実費の10/10、上限1,000万円 6件程度を公募・選定予定	すでにリフォーム事業者等と連携し、断熱改修の新サービスの組成・試行を終えたスタートアップのうち、引き続き、同事業者等との連携において、同サービスの実証・事業化を行おうとするスタートアップ



創出をめざす新サービス

- 断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど
消費者側の課題に資する新サービス
- 人手不足、専門知識不足など断熱窓の改修の担い手である**工務店等の課題**を解決する新サービス

・詳細は右QRコードページに掲載予定

